

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則実施細目

| | |
|------------------------|------|
| 平成19年2月14日18福保子支第1223号 | |
| 平成23年3月14日22福保子保第2541号 | 一部改正 |
| 平成24年4月26日23福保子保第2238号 | 一部改正 |
| 平成27年3月27日26福保子保第2990号 | 一部改正 |
| 平成28年11月2日28福保子保第1582号 | 一部改正 |
| 令和元年9月3日31福保子保第2675号 | 一部改正 |
| 令和3年3月31日2福保子保第6134号 | 一部改正 |
| 令和4年12月9日4福保子保第2542号 | 一部改正 |

1 制定目的

本細目は、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号。以下「条例」という。）及び東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成18年東京都規則第299号。以下「規則」という。）の施行並びに認定こども園の運営について、必要な留意事項を定めることを目的とする。

2 設置経営主体の要件

認定こども園の運営については、設置者が経営する事業の全体の財務内容が不健全でなく、事業を運営するに当たって安定性が見込まれなければならない。私立認定こども園にあっては、次のいずれかに該当する場合は少なくとも財務内容が不健全でないことに当たらない。

- (1) 直近の会計年度において債務超過（負債金額が資産総額を超えていることをいう。）となっている。
- (2) 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。

3 保育機能施設

規則第3条に規定する知事が別に定める基準とは、地方公共団体以外の者が設置する保育機能施設のうち、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に基づき認証されていることとする。ただし、認証された施設と同等の基準を満たす場合には、規則第3条の基準を満たすものとして認めることができる。

4 定員

- (1) 保育を必要とする子どもと保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもの定員
広く地域住民の利用に資するために、保育を必要とする子どもと保育を必要とする子ども以外の子どもの受入枠は地域の実情に応じて定めるものとする。
なお、幼稚園型認定こども園における保育を必要とする子どもの定員は、6人以上とする。
- (2) 保育を必要とする子どもとそれ以外の子どもの枠の軽微な変更の範囲
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第28条第1号に規定する都道府県知事が定める数とは、保護者の就労状況の変更等に伴い若干名の一時的な受入枠の変更を行う場合等における、受入枠が減じる区分の定員の1割以内の人数とする。ただし、次に掲げる要件をいずれも満たし

ている場合に限る。

ア 幼稚園型認定こども園（単独型又は年齢区分型）を構成する幼稚園並びに地方裁量型認定こども園であること。

イ 条例及び規則で定める職員配置及び施設設備の基準を満たしていること。

(3) 定員の弾力化

保育機能施設は、総定員の範囲内で受け入れることを基本とする。ただし、条例及び規則に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて教育・保育の実施を行うことができる。

なお、定員を超えている状況が恒常的にわたる場合には、定員の見直しを図ること。この場合の恒常的にわたるとは、連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認定した定員の総和で除したものをいう。）が120%以上の状態をいうものである。

また、定員を超えて教育・保育を行う場合には、地域において年度途中における保育機能施設入所の受入体制を整えること。

5 職員

(1) 規則第5条第1項に規定する保育従事職員の数は、定員及び在籍している子どもの数のそれぞれについて算出し、いずれか多い方の数とする。

ただし、認定こども園の開設後において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）により定める利用定員（以下「利用定員」という。）を定員と異なる人数に設定した場合においては、利用定員及び在籍している子どもの数のそれぞれについて算出し、いずれか多い方の数とする。

なお、利用定員について保育従事職員の数を算出する場合においては、利用定員を規則第5条第1項に規定する子どもの年齢別に当てはめた上で算出すること。

また、開所時間中においては、現に登園している子どもの数に対して、規則第5条第1項により算出した数以上の保育従事職員を置かなければならない。

(2) 規則第6条第1項に規定する満3歳未満児の保育従事職員数の6割以上の者及び同条第3項に規定する満3歳以上の保育従事職員数の6割以上の者は、常勤の保育従事職員（各施設の就業規則等で定めた常勤の保育従事職員のうち、期間の定めのない労働契約を結び（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3により明示された就業の場所が当該施設であり、かつ従事すべき業務が教育・保育であるものであって、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的に勤務し、当該施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であるもの。以下同じ。）をもって確保すること。

(3) 規則附則第2項に規定する知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、次のアからウまでに掲げるものとする。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する児童福祉施設等、法第6条の3第8項、第10項及び第12項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に基づく認証保育所（以下「認証保育所」という。）又は区市町村が独自に行う保育施設・事業であって区市町村長が適当と認める施設・事業のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。

なお、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。

イ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育者

ウ 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修）を修了した者（以下「子育て支援員研修修了者」という。）

- (4) 規則附則第2項に規定する知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者は、当該認定こども園の長及び設置者代表者が、当該職員の保育従事職員としての能力を確認した上で適当と認めるものとする。
- (5) 過去3年以内に、認定こども園を構成する各施設に関して改善の勧告、改善の命令等を受けた認定こども園及び設置者が区市町村長から子ども・子育て支援法第39条に基づく勧告、命令等を受けた認定こども園は、規則附則第2項を適用することができない。
- (6) 規則附則第2項を適用する事業者は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者の保育士資格取得支援に努めること。
また、規則附則第2項の適用を受ける者に対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すこと。

6 学級担任の資格の特例

規則第6条第2項に規定する取扱いを行う場合には、以下の要件を満たすこと。

- (1) この取扱いの対象となる者は、認定こども園の申請の時点において、現に職員として雇用されている者であり、認定の後に新たに採用された者は対象とはならないこと。
- (2) 設置者は、対象となる者が意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる旨の認定こども園の長となるべき者又は認定こども園の長の意見書を、認定の申請時に提出すること。
- (3) 設置者は、対象となる者が幼稚園教諭免許状の取得に向けた努力を行っていることを証するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第30条第1項の規定による知事への毎年の運営状況報告の際、その者の幼稚園教員資格認定試験の受験等の状況についての報告を行うこと。
- (4) 対象となる者が認定の日から3年の間に幼稚園教諭免許状を取得できなかった場合には、その者は認定の日から3年を経過した日以降、この取扱いの対象とすることはできないこと。

7 施設の一体的運営

- (1) 条例第7条第1項第1号に規定する教育及び保育の適切かつ一体的な提供とは、次の要件を満たしていると知事が認める場合をいう。
 - ア 幼稚園型認定こども園(並列型)においては、共通利用時間としておおむね4時間程度の、幼稚園の子どもと保育所等の子どもとの合同活動の時間が確保されていること。
 - イ 幼稚園型認定こども園(年齢区分型)においては、合同活動として幼稚園の子どもと保育所等の子どもとの異年齢交流が行われていること。
 - ウ 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において分園方式等で事業を行う場合は、上記ア又はイを満たしていること。
- (2) 条例第7条第1項第2号に規定する移動時の安全が確保されているとは、次の要件を満たしていると知事が認める場合をいう。
 - ア 子どもが徒歩で移動する場合
 - (ア) 直線距離でおおむね300メートル以内かつ移動時間が片道おおむね10分以内であること。
 - (イ) 交通量が多い道路を横断することがないなど安全なルートであること。
 - (ウ) 子どもの移動に当たっては、子どもの数に応じた複数の保育従事職員が引率すること。
 - イ 子どもが認定こども園専用の車で移動する場合
 - (ア) 移動時間が片道おおむね10分以内であること。
 - (イ) 安全な乗降場所が確保されていること。
 - (ウ) 子どもの移動に当たっては、運転手とは別に、子どもの数に応じた複数の保育従事職員が引率すること。

ウ 幼稚園型認定こども園（年齢区分型）においては、当該認定こども園による送迎を行う等、幼稚園と保育所等が離れていることにより保護者の不便にならないような対応をとること。

8 建物及び設備の基準

保育機能施設の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令並びに「東京都福祉のまちづくり条例」（平成7年東京都条例第33号）、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（平成15年東京都条例第155号）及び関係規程（以下「建築基準法等」という。）の定めるところに従うほか、「室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき室内化学物質対策を実施し、採光、換気等園児の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、条例及び規則に定めるもの並びに下記の基準による設備を有し、適切に運営すること。

(1) 基準設備・面積等

| 区分 | 要件 |
|-----------|--|
| 乳児室又はほふく室 | 規則第7条第3項第1号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。 |
| 保育室又は遊戯室 | 規則第7条第3項第2号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。 |
| 調理室 | 子どもが保育室から簡単に立ち入ることがないように、保育室と区画されていること。定員に見合う面積、設備を有すること。 |
| 便所・その他 | 便所には保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ、子どもが安全に使用できるものであること。便所の数は園児20人につき1以上であること。 |

(2) 非常口は、火災等非常時に子どもの避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること。保育室等を1階に設ける場合又は屋上に園庭を設ける場合においても、2方向の避難経路を確保すること。

(3) 設置者は、「室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき実施した測定結果及び対策状況を把握し、安全性が確認された後に開設すること。

(4) 保育機能施設を設置する場合は次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

ア 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつてはI_s値が0.7以上かつq値が1.0以上又はC_tu_Sd値0.3以上、木造の建築物にあつてはI_w値が1.1以上であることが確認、木造の建築物にあつてはI_w値が1.1以上であることが確認された建築物

(5) 規則第7条第2項第3号から第8号までの要件については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日付雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第2の基準を満たしていること。

(6) 保育機能施設を設置する場合にあつては、建築基準法に基づき建物を保育所の用途とすること。ただし、既存建物を改修し、200平方メートル以下の保育機能施設を設ける場合にあつては、一級建築士による建築基準法等上の保育所の基準を満たしていることを証する文書を提出すること。

9 基準面積の弾力的運用

規則第7条第3項第1号ただし書については、2歳以上児区分の合計定員を充足していないなど、保育面積全体としては規則第7条第3項第1号（ただし書を除く。）及び第2号に定める基準面積を充足することが可能な場合であって、0歳児及び1歳児一人当たりの基準面積の弾力的運用を行う場合は、実態に見合うよう、定員変更を行うなど、基準面積の弾力的運用の解消に努めること。

1 0 調理室等

- (1) 条例第8条第5項の規定により当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により食事を提供する場合は、規則第8条の要件を満たすとともに、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日付雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に留意すること。
- (2) 条例第8条第6項に規定する加熱、保存等の調理機能を有する設備とは、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等をいう。
- (3) 調理業務を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付雇児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に留意すること。

1 1 子育て支援事業

- (1) 条例第11条に規定する子育て支援事業は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「府省令」という。）第2条各号に規定する事業のうち、2以上の事業を行うものとする。
- (2) 府省令第2条第3号については、対象となる児童に応じて、条例及び規則に定める基準を満たした上で実施しなければならない。

1 2 既存施設が認定こども園の認定の申請をする場合の保護者への説明

条例第14条に基づき、既存の幼稚園又は保育所等（以下「既存施設」という。）の設置者が認定こども園の認定を受けようとする場合は、現に当該既存施設に在籍している子どもの保護者に対し、認定こども園の認定を受けることにより従来と異なる事項について保護者に十分に説明し、理解を得るものとする。

1 3 衛生管理等

- (1) 子どもの使用する設備及び遊具等については、安全かつ衛生的に管理すること。
- (2) 必要な医薬品、その他の医療品を備えること。
- (3) 入所している者の食事を調理する者及び調乳を行う者については、「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」（平成13年8月1日付雇児総発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を遵守し、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底すること。
- (4) 当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により食事を提供する場合は、給食の運搬手段等について衛生上適切な措置がなされていること。

1 4 認定こども園認定の辞退又は休止

- (1) 認定こども園の認定を辞退又は休止する場合は、相当期間の余裕をもって当該区市町村と協議し、当該認定こども園に入所している子どもの保護者及び入所を希望する子どもの保護者に対して十分な説明を行うとともに、辞退又は休止後における入所している子どもの適切な処遇を確保すること。
- (2) 協議を受けた区市町村は、速やかに知事に情報提供を行うこと。

附 則

この細目は、平成18年12月22日から適用する。

附 則

この細目は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この細目は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成28年11月2日から施行する。

附 則

この細目は、令和元年9月3日から施行する。

附 則

この細目は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この細目は、令和4年12月9日から施行する。